

第329回



静岡県内水面漁場管理委員会

議事録



令和4年5月13日



○伊藤課長

皆様、本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第329回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。本日は全委員に出席いただいております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。本日は、令和4年度初めての委員会でございます。人事異動がございましたので、先に紹介させていただきます。事務局につきましては、私、伊藤のほか、鈴木班長、安倍主査が就任いたしました。新たな体制となり進めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。それでは、開会にあたりまして、平野会長よりお願ひいたします。

○平野会長

本日は、体調不良によりWEBによる参加とさせていただきます。本来であれば、私が議長を務めるべきところではありますが、通信事情等による不測の事態を避けるため、静岡県内水面漁場管理委員会規程第1条の規定にかかわらず、規程第7条の規定に基づき、今回の議長につきましては、後藤充宏副会長を指名させていただきます。

○伊藤課長

それでは、ただいま会長から御指名がありましたとおり、本日の議長につきましては後藤副会長にお願いいたします。それでは、後藤副会長お願ひいたします。

○後藤副会長

ただいま会長から御指名がありましたとおり、本日の議長については私が努めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○伊藤課長

ありがとうございました。続きまして、本会の議事録署名人につきまして、委員会規程第5条に基づき、後藤副会長より御指名願います。

○後藤副会長

それでは、本会の議事録署名人につきましては、牧野委員と服部委員にお願いいたします。

○伊藤課長

続きまして、WEBによる参加を交えた開催に当たっての注意事項を事務局より御説明いたします。

○奥野主事

事務局の奥野です。WEBによる参加を交えた開催といたしまして、注意点を申し上げます。WEB会議開催中は、常時カメラをオンにし、マイクをミュートにした状態で参加してください。質疑応答をしていただく際には、後藤副会長から御指名いただきますので、マイクのミュートを解除し、名前を名乗った上で、ゆっくりと発言してください。質疑応答が終わりましたら、マイクをミュートの状態にしてください。WEB会議に関する注意は以上となります。

○伊藤課長

なお、以後の議事進行を行う議長につきましては、委員会規程第1条の定めに従い、後藤副会長にお願いします。

○後藤副会長

それでは、これ以後の議事については私が進行いたします。早速、議事に入り

ます。議事の（1）は「佐久間ダム非出資漁業協同組合(内共第22号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。今回の遊漁規則変更の内容とその経緯について説明させていただきます。

今回の遊漁規則の変更は、現場売り料金の増額についてです。経緯を説明いたします。近年、内水面遊漁者数及び漁協組合員数の減少により漁協収入が減少しており、当漁協の経営状況が非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、無鑑札遊漁者に対する取締が難航しているため、取締体制の強化策の一環として、漁場で監視員に納付する現場売り料金の増額を行いたいとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。今回の規則変更により、現場売り料金について、従来通常の遊漁料金に700円を附加していたものを1,000円を附加した額に変更いたします。

最後に3の諮問の内容です。諮問内容は、佐久間ダム非出資漁業協同組合(内共第22号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものになります。御審議よろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

○後藤副会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員

今回の遊漁規則の変更は、無鑑札者への取締強化策の一環ということで理解しましたが、現場売り料金を700円から1,000円にする際の算定根拠は何でしょうか。また、取締強化の効果は見込めるのでしょうか。

○奥野主事

現場売り料金の算定根拠については、漁協の漁場監視に係る費用を参考としており、当該費用に照らして妥当なものと言えます。また、現場売り料金1,000円については、近隣の漁協と足並みを揃えた形になっております。

取締強化の効果については、検証が難しいところでございますので、今後の現場での状況を注視してまいります。

○和泉委員

今回の現場売り料金の増額については、西部地域の漁協の連絡協議会等で検討されたのでしょうか。

○奥野主事

本件については、西部地域の天竜川漁協の組合長である平野会長が詳しいかと思いますので、会長から御説明いただきたいと思います。

○平野会長

私の方からお答えいたします。西部地域には、西部地域の漁協が構成員となる連絡会があるわけですが、遊漁料金について統一した考えはございません。河川の環境等は漁協ごとに異なるものですから、これに対応する形でそれぞれ遊漁料

金が設定されているところになります。

○和泉委員 分かりました。参考ですが、賀茂地域の5河川については、河川環境等が似ているものですから、現場売り料金について500円という統一した金額を設定しております。

○関委員 漁場の監視員は、漁協の役員が兼任しているのでしょうか。それとも監視員を雇っているのでしょうか。

○奥野主事 監視員の体制は不明ですが、監視費用については経費がかかっており、漁協の負担になっていることは確かです。

○後藤副会長 これは結局、現場売り料金を増額し、鑑札を購入しない遊漁者を抑制しようするものであって、現場売り料金の増額によって得た収入で漁業権対象魚種を放流したり、監視員を増員するというわけではないんですね。

○奥野主事 現場売りで得た収入は、当然漁協の経営資金となりますが、漁協の漁場監視に係る費用の内、現場売りの収入の占める割合は数%となっております。このため、現場売りで得た収入で漁業権対象魚種の放流や監視費用を賄うという意図はございません。

○後藤副会長 そうしますと、やはり、現場売り料金の増額は、違反者への罰則という意味合いが大きいということですね。

○奥野主事 そうなります。

○平野会長 参考ですが、天竜川漁協の場合は、用務員を年間4人ほど雇っておりまして漁場が禁漁となる期間も監視に当たっているところであります。また、アユの遡上の具合によっては、臨時で監視員を雇う場合もございます。このように、漁協では、常に漁場への監視を行っており、違反者に対し目を光らせてているといった現状があります。今回、佐久間ダム漁協が現場売り料金を増額することにより、違反者が減少すれば、漁協の負担も軽減されますので、今回の遊漁規則の変更は有意義なものになるのではないかと考えます。

○後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（1）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の（1）については、決定ということで終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、議事の（2）は「浦川非出資漁業協同組合(内共第28号)遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議事2について説明させていただきます。資料2を御覧ください。今回の遊漁規則変更の内容とその経緯について説明させていただきます。

今回の遊漁規則の変更は、現場売り料金の増額についてです。経緯を説明いたします。経緯は、先ほど諮問させていただきました佐久間ダム非出資漁協と同様の内容になります。近年、内水面遊漁者数及び漁協組合員数の減少により漁協収入が減少しており、当漁協の経営状況が非常に厳しい状況が続いております。このような状況の中、無鑑札遊漁者に対する取締が難航しているため、取締体制の強化策の一環として、当漁協は、漁場で監視員に納付する現場売り料金の増額を行いたいとしております。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。今回の規則変更により、現場売り料金について、従来通常の遊漁料金に500円を附加していたものを1,000円を附加した額に変更いたします。

最後に3の諮問の内容です。諮問内容は、浦川非出資漁業協同組合(内共第28号)の遊漁規則について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものになります。御審議よろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上です。

○後藤副会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 2つ補足します。浦川漁協の特徴としては、鑑札に年券がございませんので、遊漁を行う際には日券を必ず購入しなければならない。このため、監視の必要性が高いということ。

また、3ページに西部地域全体の現場売り料金が比較されておりますが、西部地域の多くの漁協で現場売り料金は1,000円となっております。今回、佐久間ダム漁協と浦川漁協は、それぞれ700円と500円を1,000円に増額し西部地域全体の金額に近づけるという意図もあろうかと思いますので、審議に当たり御配慮いただければと思います。

○後藤副会長 その他御意見等ございますでしょうか。特に御質問等ないようでございますので、議事の（2）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし

○後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の（2）については、決定ということで終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、議事の（3）は「漁業権の切替えについて」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局 漁業権の切替えについて説明いたします。2年後の令和6年1月1日付けで、県内外水面漁協の免許が一斉に切替されます。漁業権の切替えには、委員会への諮問事項がございますので、この度、事前の連絡をさせていただきます。

1 漁業権について、漁業権とは、一定の水面において特定の漁業を一定期間排他的に営むことのできる権利です。これはつまり、免許された範囲を超えて無限に水面を支配あるいは利用する権利を有するものではないということです。

2 内水面漁業権の特殊性について、内水面は、海面と比較して水産資源が枯渇しやすいことから、免許に当たっては「内水面が増殖に適している」という客観的要件と「免許を受けた者が増殖する」という主体的要件の2点が必要となります。内水面は、海面と比較して伝統的に組合員以外の一般の遊漁者による利用が広く行なわれてきたことから、組合が定める遊漁規則の範囲内で遊漁者にも漁場利用が認められます。

3 漁場計画について、漁場計画とは、水面全体の総合的利用の見地から漁業生産力を維持発展させるために、いかに漁場を利用すべきかという計画です。漁場計画は、漁場が水産動植物の増殖に適しており、かつ、漁業権設定について公益上の支障が無い場合に、漁協の要望を踏まえた上で、利害関係者や内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、県が定めます。作成された漁場計画に対して、各漁協は漁業権免許の申請を行い、免許を受けます。

4 漁業権の切替えについて、次期漁業権免許期間は令和6年1月1日～令和15年12月31日の10年です。また、次期漁場計画の期間は令和6年1月1日～令和10年12月31日の5年です。一昨年度の漁業法改正により漁場計画の策定が10年から5年に改正されました。これは、近年、河川環境の変化により漁場状態の変動が激しいことや、漁場の活用の形態が変わるような事態が散見されているため、これに対応する形で、漁場計画の見直しを図ることが目的です。漁業権の免許は従来通り10年間となっております。

5 手続き上の順序は以下のとおりです。漁業権の免許に当たっては、漁場計画の策定と漁業権免許の手続きがあり、それぞれ、本委員会の諮問を経ることとなっております。この内 漁場計画の策定については、公聴会を経ることとされており、県の東部、中部、西部の3箇所で関係者に対し、公聴会を開催いたします。参考といたしまして、委員会での諮問予定事項を2ページに記載しておりますので、御確認ください。次に、3ページのスケジュール表を御覧ください。現在、次期漁業権切替えに合わせて、漁協の要望調査が終了しており、基点調査の準備を進めております。漁場計画については、今後、基点調査、パブリックコメントを経て、素案を策定いたします。委員の皆様への諮問させていただくのは、令和5年6月以降となります。漁業権免許については、今後進捗状況を御報告させていただき、具体的な作業準備を進めて参りますので御承知おきください。漁業権の切替えについては以上となります。

○後藤副会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このこ

について、何か御意見、御質問などございますか。

○後藤副会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（3）は終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、議事の（4）は「その他」でございます。まずは、ア「他の事項について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局 ア「他の事項について」、議題はございません。

○後藤副会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○後藤副会長 特に御質問等ないようでございますので、次に移ります。

○後藤副会長 続きまして、イ「次回の開催日程について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○事務局 次回の開催日程について連絡します。次回の開催は8月下旬から9月の上旬を予定しております。事前に、日程調整を行いますのでよろしくお願いします。次回開催日程については以上です。

○後藤副会長 ただいま、事務局より説明がございましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○後藤副会長 特にないようでございますので、委員の皆様より何か連絡事項等ございますか。

○後藤副会長 特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。

○伊藤課長 後藤副会長どうもありがとうございました。それでは、これをもちまして、第329回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 4 年 8 月 18 日

議 長 後藤充宏

印

令和 4 年 7 月 29 日

議事録署名人 服部乃利子

印

令和 4 年 8 月 9 日

議事録署名人 収野惣輔

印

